

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件 名	税務システムの再整備について（特定個人情報保護評価の報告）
--------	-------------------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（電算処理）

（担当部課：総務部税務課）

事業の概要

事業名	税務システムの再整備
担当課	税務課
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）（以下、「標準化法」という。）に基づき、令和7年度末までに標準化基準（標準仕様書）に適合した情報システム（以下、「標準準拠システム」という。）への移行が求められている。将来的なシステムの移行を見据え、移行するまでの間は、既存の税務システムをシステムベンダが提供するパッケージシステムに再整備し、区民サービスの質を下げることなく現行の業務を行うため。
対象者	住民登録のある者及び住民登録外登録者（転出者、住民登録外課税者、特別徴収義務者、納税管理人等）
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、特別区民税・都民税（令和6年度より森林環境税を含む。以下、「個人住民税」という。）・軽自動車税（種別割）の賦課徴収業務は、ホストシステムを中心に業務を行っているが、国から地方公共団体に対し、個人住民税・軽自動車税（種別割）の賦課徴収業務などの標準化対象事務について、標準準拠システムの利用を義務付ける、標準化法が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までにシステムを標準化へ対応することが求められている。</p> <p>そのため、上記、区の現状及び国の方針等に則り、標準準拠システムへの移行を見据え、ホストシステムから区の統合基盤上に構築するパッケージシステムに移行し、運用を行う必要があることから、令和5年度第6回個人情報保護管理運営会議において、電算処理等について審議し、承認された。</p> <p>税務システムの再整備に係る特定個人情報保護評価書の見直しについては、個人情報保護委員会の指針に定める「重要な変更」に該当するため、特定個人情報保護評価（全項目評価）を再実施する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>パブリック・コメントにより住民への意見聴取を行う特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）の内容について報告する。</p> <p>3 単年度あたりの対象者数</p> <p>住民登録のある者、住民登録外登録者 約35万人</p> <p>※特定個人情報保護評価書については、資料47-1及び資料47-2のとおり</p>

件名 税務システムの再整備について(特定個人情報保護評価の報告)

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税 軽自動車税
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか)	1 個人の範囲 住民登録のある者、住民登録外登録者 2 記録項目 資料47-3のとおり 3 記録するコンピュータ 税務システム(委託事業者がパッケージシステムを区の統合基盤上に構築する)
新規開発・追加・変更の理由	将来的な標準準拠システムへの移行を見据え、システムベンダが提供する新たな税務システムへの移行を行う必要があるため。
新規開発・追加・変更の内容	個人住民税及び軽自動車税(種別割)の賦課徴収業務を継続して行うために、新たな税務システムを区の統合基盤上に構築し、既存税務システムからのデータ移行を行う。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	令和5年度第6回新宿区個人情報保護管理運営会議において承認済みのため、省略する。
新規開発・追加・変更の時期	令和5年10月 開発 令和6年1月 テスト 令和7年1月 運用開始 ※特定個人情報保護評価(全項目評価)のスケジュールは以下のとおり 令和5年11月10日 パブリック・コメント開始 令和5年12月11日 パブリック・コメント終了 令和5年11月中旬以降 第三者点検(専門性を有する外部の第三者による点検) 令和6年1月頃 個人情報保護委員会へ特定個人情報保護評価書提出及び区ホームページ等で公表